

参考資料1 改善基準告示の見直しについて(参考資料)

第4回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会ハイヤー・タクシー作業部会

自動車運転者の基礎統計

- タクシー運転者は、全産業平均だけでなく、運送業においても、他の業態と比べて最も年齢が高い傾向にある。
- タクシー運転者は、超過実労働時間数について、全産業平均と比べ、時間が長い傾向にある。
- タクシー運転者は、所定内給与額が全産業平均と比べ、低い傾向にある。

(出典) 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成
※10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所

	年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	所定内給与額(月額) (千円単位切り捨て) (賞与等含まず)
全産業平均	43.2歳	11.9年	165時間	10時間	30万円
トラック	大型	49.4歳	11.8年	176時間	35時間
	中小型	46.4歳	10.0年	176時間	31時間
タクシー	59.5歳	10.2年	166時間	16時間	20万円
バス	51.8歳	12.3年	159時間	28時間	24万円

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

- △ 附帯決議において、過労死防止の観点から見直すよう求められているところ。

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般原則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般原則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般原則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。

八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、上ラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

過労死等の労災補償状況について（令和2年度）

- ▷ 「道路旅客運送業」においては、令和2年度の脳・心臓疾患の労災請求件数が20件となっている。
 （うち、支給決定件数は、2件）

（出典）厚生労働省ホームページ「令和2年度「過労死等の労災補償状況」を公表します」
 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19299.html）より作成

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118 (4) (36 (1))
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	61 (9) (9 (1))
3	建設業	総合工事業	44 (0) (13 (0))
4	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	40 (23) (6 (2))
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0) (8 (0))
6	医療、福祉	医療業	27 (10) (7 (2))
7	建設業	設備工事業	26 (0) (9 (0))
8	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	21 (3) (6 (0))
9	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	20 (2) (3 (0))
9	卸売業、小売業	その他の小売業	20 (3) (6 (1))
11	製造業	食品品製造業	18 (5) (5 (1))
11	卸売業、小売業	各種商品小売業	18 (6) (4 (1))
13	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0) (6 (0))
13	情報通信業	情報サービス業	17 (2) (7 (0))
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	15 (4) (4 (0))

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	55 (1) (19 (1))
2	卸売業、小売業	飲食料品小売業	16 (1) (6 (0))
3	建設業	総合工事業	12 (0) (6 (0))
4	建設業	設備工事業	11 (0) (3 (0))
5	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	8 (1) (2 (0))
6	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (0) (0 (0))
7	製造業	食料品製造業	6 (1) (3 (0))
7	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	6 (1) (0 (0))
7	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6 (5) (1 (1))
10	卸売業、小売業	各種商品小売業	5 (0) (1 (0))
10	卸売業、小売業	機械器具小売業	5 (0) (1 (0))
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0) (2 (0))
12	製造業	電気機械器具製造業	4 (0) (3 (0))
12	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4 (0) (1 (0))
15	漁業	漁業(水産養殖業を除く)	3 (0) (1 (0))
15	製造業	生産用機械器具製造業	3 (0) (2 (0))
15	卸売業、小売業	その他の小売業	3 (0) (0 (0))
15	サービス業(他に分類されないもの)	政治・経済・文化団体	3 (1) (1 (0))

脳・心臓疾患の労災認定基準

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準においては、「発症前1ヶ月に概ね100時間または発症前2ヶ月間～6ヶ月間に、1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症との関連性が強いと評価される。

(出典) リーフレット「脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000833808.pdf>)より作成

1

長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

【改正前】

発症前1ヶ月におおむね100時間または発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたって、1ヶ月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関連性が強いと評価できることを示していました。

【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関連性が強いと評価できることを明確にしました。

労働時間

発症前1ヶ月間に100時間
または
2～6ヶ月間平均で月80時間を超える時間外労働の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

業務と発症との関連が強いと評価

2

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、赤字の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因	拘束時間の長い勤務
	休日のない連続勤務
勤務時間の不規則性	勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
	不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
事業場外における移動を伴う業務	出張の多い業務
	その他事業場外における移動を伴う業務
心理的負荷を伴う業務	※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました
	身体的負荷を伴う業務
作業環境	温度環境
	騒音 ※長期間の過重業務では付加的に評価

(参考) 勤務間インターバルの短い勤務について

- ▶ 脳・心臓疾患の労災認定基準において、長時間の過重業務の判断にあたっては、睡眠時間 碠の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。

(出典) 令和3年9月14日基発0914第1号労働基準局長通知別添（<https://www.mhlw.go.jp/content/000832096.pdf>）より引用

勤務間インターバルが短い勤務

勤務間インターバルとは、終業から始業までの時間をいう。

勤務間インターバルが短い勤務については、その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。

なお、長時間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。

(参考) 脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

労働者の1日の生活時間と睡眠時間、労働時間との関係

(出典) 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和3年7月）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000832043.pdf>)より引用

- ▷ 日本の有業者の平均的な生活時間を調査した平成28年の社会生活基本調査（図4－5）によると、15歳以上の有業者の平日の睡眠時間は7.2時間、仕事時間は8.1時間、食事、身の回りの用事、通勤等の生活に必要な時間（食事等の時間）は5.3時間となっている。
- ▷ これを前提とすると、現時点においても、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね80時間（※1）を超える時間外労働が想定される。
- ▷ また、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これは1か月継続した状態は、おおむね100時間（※2）を超える時間外労働が想定される。

（※1）24時間から、生活を営む上で必要な睡眠（6時間）・食事等・仕事（法定労働時間8時間及び法定休憩時間1時間）を引いた時間数に1か月の平均勤務日数21.7日を乗じた概数。

（※2）前記の睡眠を5時間として同様に算出した概数。

<平成28年社会生活基本調査>

（男女、15歳以上、有業者（主に仕事）、平日）

睡眠 7.2	食事等 5.3	仕事 8.1	余暇 3.4
--------	---------	--------	--------

（注）1 食事等は、食事、身の回りの用事、通勤等の時間である。

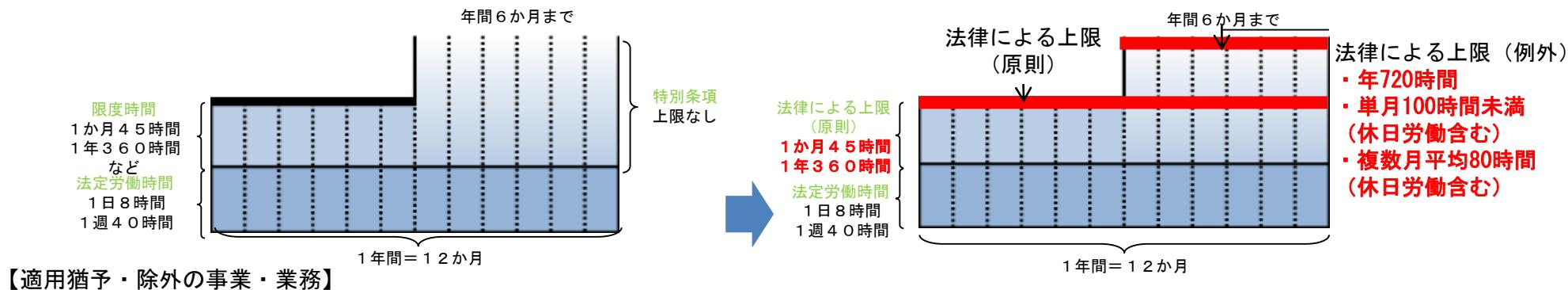
2 余暇は、趣味・娯楽・休養・くつろぎ等の時間である。

図4－5 労働者の1日の生活時間

時間外労働の上限規制について

- 時間外労働の上限規制は、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時の特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）**を限度
- 自動車、建設、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行5年間は上記一般則の適用はない。

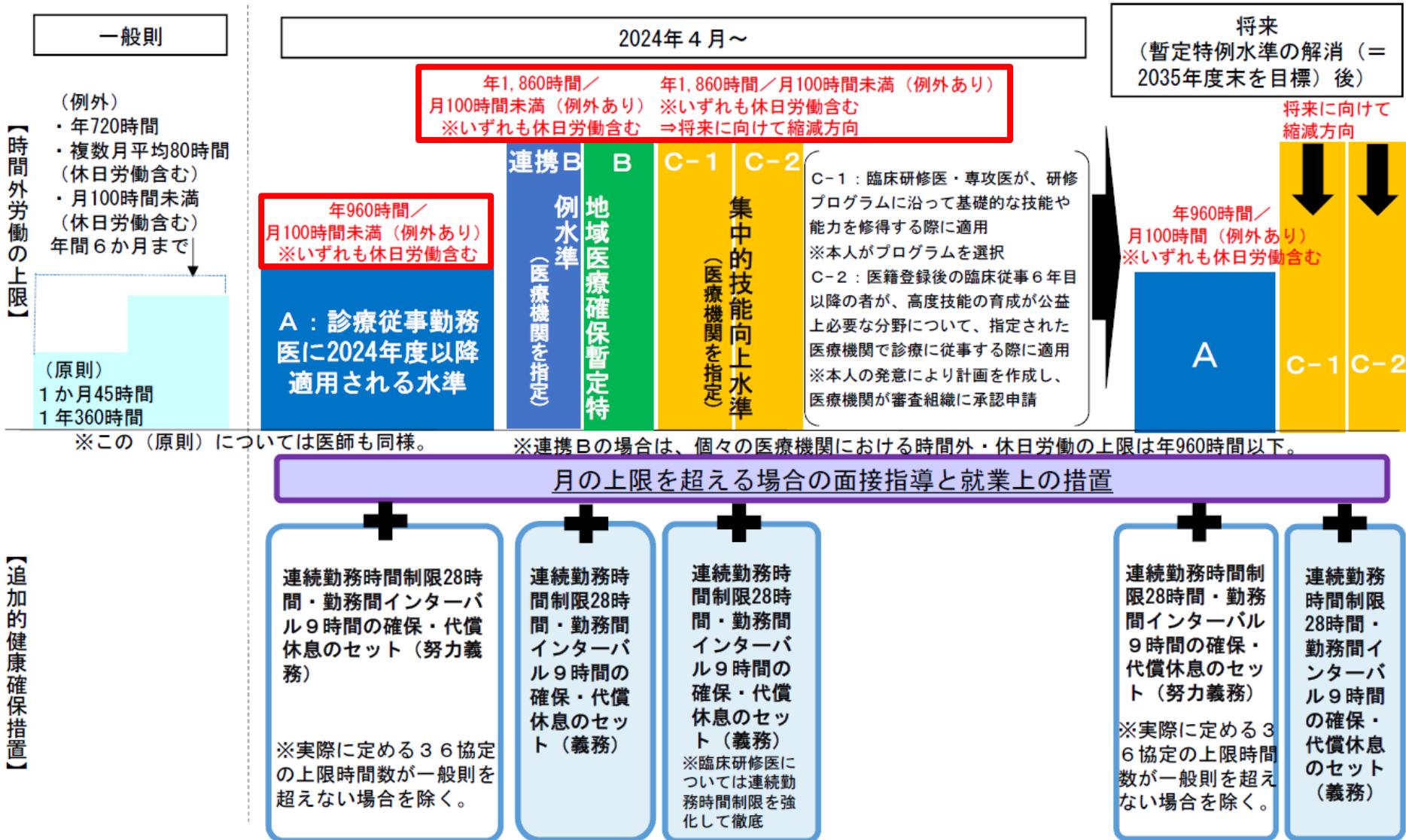
（出典）厚生労働省ホームページ「長時間労働に関する制度の見直し」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000335628.pdf>）より作成



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）。
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされており、検討の結果を踏まえ地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設等を内容とする医療法等改正法が令和3年通常国会にて成立。具体的な上限時間は、この医療法の内容も踏まえ、今後、省令で定めることとされている。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

(参考)医師の時間外労働の上限規制について



36協定で定める時間外労働及び休日労働について 留意すべき事項に関する指針

- 時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関する指針（※ 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針）
- 令和6年4月以降、自動車運転者も、時間外労働の限度時間は、**月45時間、年360時間**となり、臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合でなければこれを超えることはできない。そのような場合であっても、**年960時間が時間外労働の上限**となり、指針の適用を受ける。

（出典）リーフレット「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>）より作成

指針第2条	①時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること。	
指針第3条	②使用者は、36協定の範囲内であっても 労働者に対する安全配慮義務 を負う。また、 労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まること に留意する必要があること。	◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければならない。 ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」において、 ✓ 1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まる ✓ さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければならない。
指針第4条	③時間外労働・休日労働を行う 業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確 にすること。	
指針第5条	④臨時の特別な事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできない。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、 できる限り具体的に定めなければならない 。この場合にも、時間外労働は、 限度時間にできる限り近づける ように努めること。	◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければならない。 ◆「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められない。 ◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1) 1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2) 1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるよう努めなければならない。 ◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率となるように努めなければならない。
指針第6条	⑤ 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えない ように努めること。	（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間
指針第7条	⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくする ように努めること。	
指針第8条	⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保 すること。	◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければならない。 (1) 医師による面接指導、(2) 深夜業の回数制限、(3) 終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、(4) 代償休日・特別な休暇の付与、(5) 健康診断、(6) 連続休暇の取得、(7) 心からだの相談窓口の設置、(8) 配置転換、(9) 産業医等による助言・指導や保健指導

時間外労働の上限規制と改善基準告示について（タクシー）

時間外労働の上限規制(労働基準法)			改善基準告示(タクシー)	
一般則	自動車運転業務		時間外労働が可能な時間(※)	拘束時間
—	—	日	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間
限度時間 45時間	限度時間 45時間		—	—
月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	—	月	104時間 (含・休日労働)	299時間
限度時間 360時間	限度時間 360時間	年	—	—
上限 720時間	上限 960時間		1,248時間 (含・休日労働)	(年換算)3,588時間

※ 一定の前提の下での平均値を下に算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$$(2,080 + 260) \div 12 = 195\text{時間} \Leftarrow \text{この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出}$$

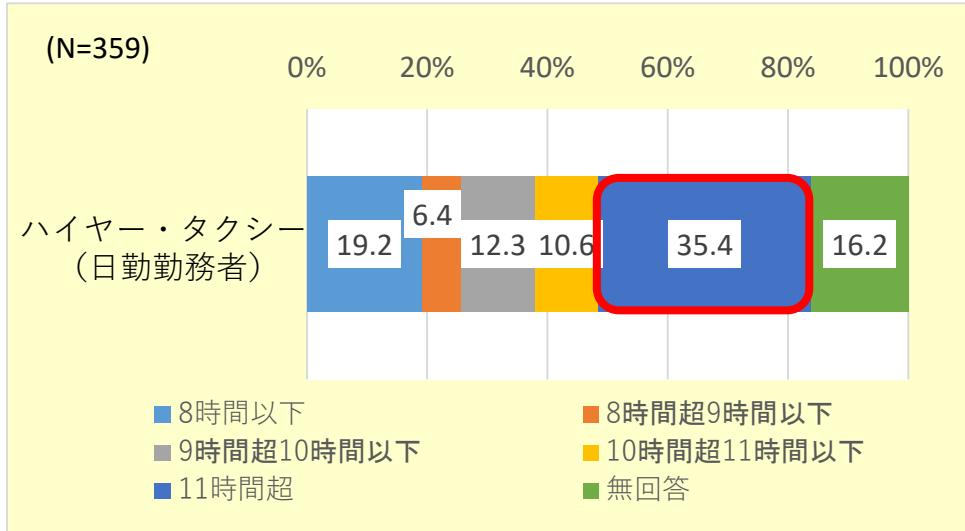
実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

休息期間について（タクシー）

- ▷ 1日の休息期間（8時間）は、35%の自動車運転者が、「11時間超」と回答している。
- ▷ 休息期間と睡眠時間の関係性として、「休息期間9時間以下は5時間30分超～6時間以下の睡眠」、「休息期間9時間超～11時間以下は6時間30分～7時間以下の睡眠」、「休息期間11時間超は7時間30分超～8時間以下の睡眠」の割合が最も高かった。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書」より引用

図表 103 休息期間



	睡眠時間									無回答 (%)
	5時間以下 (%)	5時間超5時間以下 (%)	5時間30分以下 (%)	6時間超6時間以下 (%)	6時間30分以下 (%)	7時間超7時間以下 (%)	7時間30分超8時間以下 (%)	8時間超 (%)		
全体 (N数)	301	12.3	3.7	17.9	3.3	21.9	2.3	21.3	7.6	9.6
休息期間	301	12.3	3.7	17.9	3.3	21.9	2.3	21.3	7.6	9.6
8時間以下	69	39.1	5.8	13.0	1.4	4.3	0.0	0.0	0.0	36.2
8時間超9時間以下	23	13.0	13.0	43.5	4.3	17.4	4.3	4.3	0.0	0.0
9時間超10時間以下	44	0.0	4.5	22.7	6.8	38.6	2.3	25.0	0.0	0.0
10時間超11時間以下	38	10.5	5.3	23.7	0.0	34.2	5.3	21.1	0.0	0.0
11時間超	127	2.4	0.0	12.6	3.9	22.8	2.4	34.6	18.1	3.1

諸外国のタクシー運転者の労働時間の規制状況について

- ▷ ILO条約においては、拘束時間の定めはなく、「休息期間は連続10時間であり、週2回以上8時間に短縮不可」と定められている。
- ▷ ILO勧告においては、拘束時間の定めはなく、「休息期間は連続11時間であり、8時間を下回ることは不可」と定められている。
- ▷ EU規則においては、1日の拘束時間、休息期間について定めはなく、「1週間（最大）60時間、1週間（16週平均）48時間」と定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果（概要）」より引用

項目	日本	ILO	アメリカ	EU
	(改善基準告示)	(ILO条約第153号)	(ILO勧告第161号)	(Hours of Service Rules : HOS § 395)
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日（原則）：13時間 ・1日（最大）：16時間 ・1ヶ月：299時間 	(規定なし)	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間（最大）：60時間 ・1週間（16週平均）：48時間
運転時間	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日：9時間 ・1週：48時間 	(規定なし)	(規定なし)
連続運転時間	(規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・連続運転時間4時間 	(規定なし)	(規定なし)
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ・継続する8時間以上 ・分割する場合は合計10時間以上（継続4時間以上/回） 	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・連続10時間（平均でも可） ・ただし、いかなる場合も8時間を下回ること、かつ、1週間に2回以上8時間に短縮することは不可 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・連続11時間（平均でも可） ・ただし、いかなる場合も8時間を下回ることは不可 	(規定なし)

※ ILO条約第153号、ILO第161号勧告については、タクシー運転者について、適用を除外することができる。

IL0条約第153号、IL0勧告第161号について

- ▷ IL0条約153号第9条、IL0勧告161号項目26において、「事故、故障、予見されない遅延」、「不可抗力の場合」等、例外的な取扱いが定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果（概要）」より引用

IL0条約第153号（第九条）

- 1 各国の権限のある機関は、次の場合において不可決な作業の遂行のために必要であるときに限り、一時的な例外として、第五条、第六条、第七条及び第八条に規定する運転時間の延長、継続する労働時間の延長及び一日当たりの休息期間の長さの短縮を許可することができる。
 - (a) 事故、故障、予見されない遅延、運行の乱れ又は交通断の場合
 - (b) 不可抗力の場合
 - (c) 公益事業の業務の運営を確保するために緊急にかつ例外的に必要な場合
- 2 路面運送に係る国内事情又は地方的事情が、第五条、第六条、第七条又は第八条の厳格な遵守に適さない場合には、各との権限のある機関は、これらの条に規定する運転時間の延長、継続する労働時間の延長及び一日当たりの休息期間の長さの短縮を認め、第一条2に規定する運転者に対する第五条、第六条又は第八条の規定の適用に関する例外を認めることができる。このような場合には、当該加盟国は、その批准に際して付する宣言により、これらの国内事情又は地方的事情及びこの2の規定に基づいて認められる延長、短縮又は例外を述べなければならない。当該加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条の規定に基づく報告において、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定を一層厳格に又は広く適用するために得られた進展を指摘しなければならず、かつ、いつでもその後の宣言により従前の宣言を取り消すことができる。

IL0勧告第161号（項目26）

- (1) 各国の権限のある機関は、次のいずれかの場合において不可欠な作業の遂行のために必要であるときに限り、一時的な例外として、この勧告の前諸項に規定する労働時間の延長、運転時間の延長及び休息期間の長さの短縮を許可することができる。
 - (a) 事故、故障、予期されない遅延、運行の乱れ又は交通断の場合
 - (b) 不可抗力の場合
 - (c) 公益事業の業務の運営を確保するために緊急にかつ例外的に必要な場合
- (2) 各国の権限のある機関は、乗務員が、場合に応じ、適当な停車場所又は目的地に到着することができるようにするために必要であるときは、道路交通の安全が損なわれないことを条件として、この勧告の前諸項に規定する労働時間の延長、運転時間の延長及び休息期間の長さの短縮を許可することができる。

諸外国のIL0条約例外規定の運用状況について

- ▷ イギリスでは、**悪天候、交通事故、故障、フェリーの中止、生命や健康に危険を及ぼす可能性のある事象**については、運転時間、連続運転時間、休息期間の定めを逸脱することができると定められている。
- ▷ スイスでは、**故障、暴風雨、雪崩による道路の封鎖等の予見できない緊急的な事象**について、**適切な駐車スペースに停車する時間**は、運転時間、休息期間等から逸脱することができると定められている。

(出典) 厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る海外調査結果（概要）」より引用

イギリス

- 1) 緊急時または救助活動に使用される車両（3条）⇒大雪による道路封鎖で家庭用燃料等を運ぶために適用された事例あり
特定の緊急または救助活動への即時の対応に深く従事する場合は免除の定めが適用される。
- 2) 予期しない事象の発生（12条）
予期しない事象（悪天候、交通事故、機械的な故障、フェリーサービスの中止、人や動物の生命や健康に危険を及ぼす、あるいは危険を及ぼす可能性のある事象等）が発生した場合、交通安全が危険にさらされず、車両が適切な停止場所に到達することが可能な際は、自動車運転者は人、車両、または積荷の安全を確保するために必要な範囲で運転時間（同6条）、連続運転時間（同7条）、休息期間（同8条）、フェリー乗船（同9条）から逸脱することができる。
自動車運転者は遅くとも適切な停止場所に到着した時点で、タコグラフの記録シート、タコグラフからの印刷物、勤務表のいずれかに逸脱した理由を手動で記載しなければならない。
交通の安全が危険にさらされない場合で、例外的な状況においては、日次、週次の運転時間の上限（同6条（1）、（2））及び最小の休息期間の定め（同8条（2））から逸脱し、勤務先又は運転者の居住地で休息をとるために、日次、週次の運転時間の延長が可能となる。

スイス

- 1) 職業的自動車運転者の労働時間及び休憩時間に関する条例（ARV 1）に関する例外規定
最大許容積載重量3.5 t超のトラック及び9人乗り以上のバスの運転者はARV 1が適用され、当該規則に①～③の例外規定が設けられている。
 - ① 規制の適用除外の車両（Art. 4）
緊急時に救助活動または人道支援のために行われる非商業的な輸送に使用される車両についてはARV 1の規定は適用されない。
 - ② 緊急時の規則からの逸脱（Art. 12）
車両の故障、暴風雨/雪崩による道路の封鎖などの予見できない緊急的な事象の発生時、交通の安全が危険にさらされない場合、自動車運転者は、適切な駐車スペースに停車するために、乗客、車両、積荷の安全確保のために必要な範囲で労働時間、運転時間、及び休息期間の規定からの逸脱が許容される。
このような状況においては、タコグラフに誤作動が発生して労働、運転、休憩時間が適切に記録できなくなった場合の規定が類推適用され、通常のシートとは異なる別のシートに記録をする必要がある。なお、当該シートには、逸脱の内容、理由及び自動車運転者の名前、運転免許証番号、使用した車両の識別番号、業務の開始・終了場所、日付、署名を記さなくてはならない。
 - ③ 連邦の権限（Art. 24）⇒新型コロナウィルス感染症の感染拡大を踏まえた適用事例あり
連邦道路局はやむを得ない事由によるそれぞれのケースに対し、個々の規定からの緩和を許可することができる。

国土交通省の処分基準について（タクシー）

- ▷ 国土交通省は、過労防止の観点から、1ヶ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反については、1件確認された場合には「10日車」、2件以上確認された場合には「20日車」の車両停止処分を行うものと国土交通省の処分基準で定めている。

【乗務時間等告示の遵守違反】

- | | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| ①各事項の未遵守計5件以下 | (初) 警告(警告) | (再) 10日車(15日車) |
| ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 | (初) 10日車(15日車) | (再) 20日車(30日車) |
| ③各事項の未遵守16件以上 | (初) 20日車(30日車) | (再) 40日車(60日車) |

※ 最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者にはかっこ書きの基準を適用。

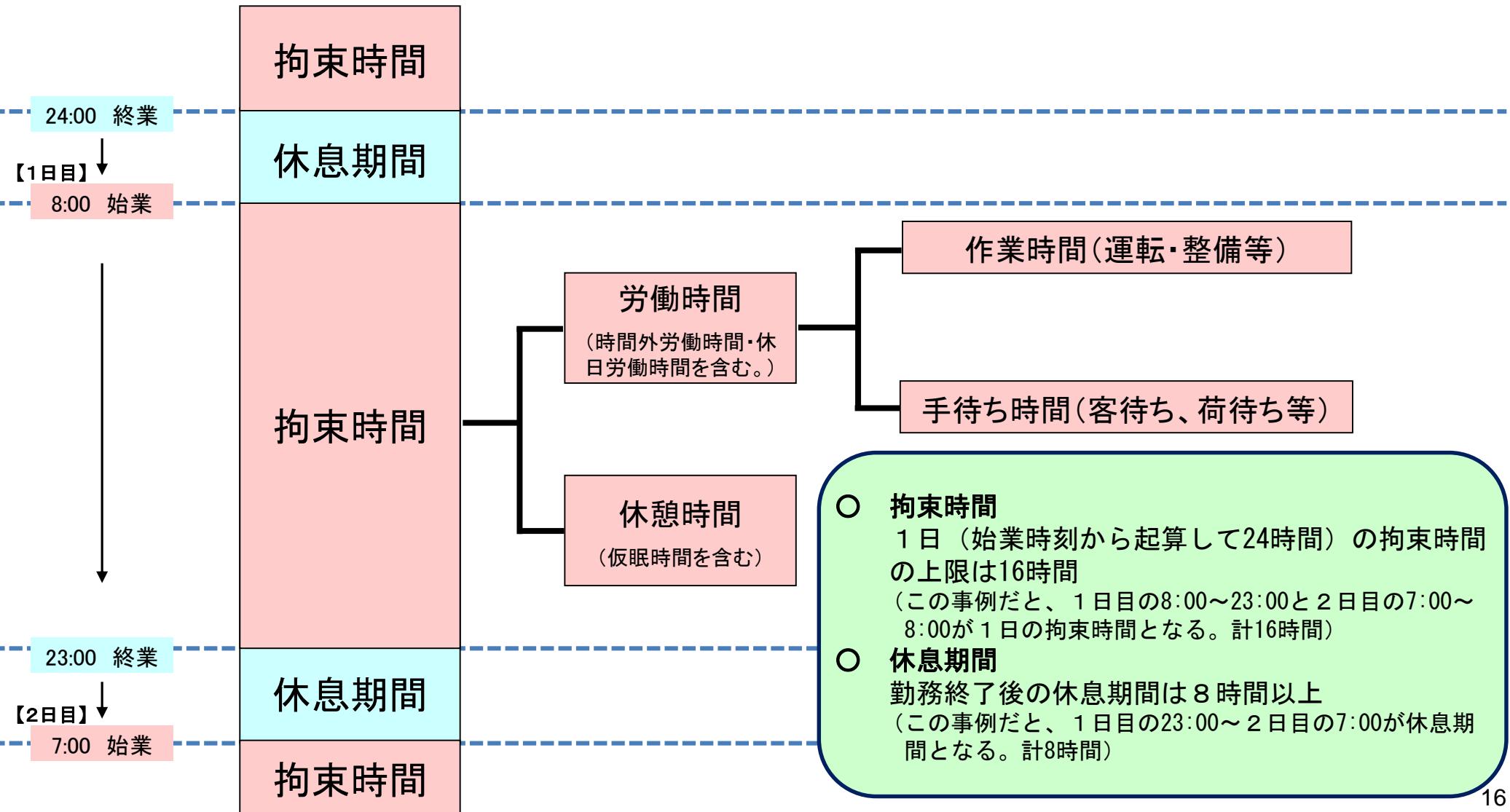
- ▷ 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。

- | | | |
|----------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守計1件 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
| ② 各事項の未遵守計2件以上 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |

- ▷ 1箇月の拘束時間（タクシー）
 - ・ 日勤：299時間
 - ・ 隔勤：262時間
 - （労使協定があるとき270時間まで延長可）
 - （時間まで延長可）
- ▷ 休日労働の限度
 - ・ 2週間に1回まで

(参考) 拘束時間等について

- ▷ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▷ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



(参考) 「車庫待ち等の自動車運転者」とは

- 「車庫待ち等の自動車運転者」とは、「顧客の需要に応ずるため常態として車庫待ち、駅待ち等の形態によって就労する自動車運転者」をいう。

- 「車庫待ち等の自動車運転者」とは、「顧客の需要に応ずるため常態として車庫待ち、駅待ち等の形態によって就労する自動車運転者」のことであり、具体的には以下の実態のものをいう。

- ・ 営業区域が広く、一旦出庫すると途中帰庫の機会がなく、勤務時間のほとんどについて「流し」営業を行っている実態でないこと。
- ・ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保されている実態であること。
- ・ 休憩時間は、原則として事業場内における休憩が確保される実態であること。

- 一般的には、人口30万人以上の都市においては「車庫待ち等」に該当しない実態にあるものと考えられるが、必ずしも人口の多少のみによって判断されるものではなく、前記のような実態にあるか否かによって判断されるものである。

(参考) ハイナーについて

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(制定 平成元年労働省告示第7号)

第二条

5 ハイナー(一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であって、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるもの)をいう。次条において同じ。)に乗務する自動車運転者については、第一項から前項までの規定(※)は適用しない。

※ 第一項：拘束時間・休息期間(日勤)、第二項：拘束時間・休息期間(隔勤)、第三項：時間外労働協定における協定期間、第四項：休日労働の回数

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について

(制定 平成9年3月11日基発第143号)

第2 改善基準告示の内容

2 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等(第2条及び第3条関係)

(5) ハイナーに乗務する自動車運転者についての取扱

イ 拘束時間及び休息期間等の適用除外(第2条第5項関係)

ハイナーの定義は、タクシー業務適正化臨時措置法(昭和45年法律第75号)第2条第2項の規定を参考としているものであるが、具体的には地方運輸局長からハイナー運賃の認可を受けた自動車をいうものである。

ハイナーに乗務する自動車運転者については、その勤務の実態から、前項までの拘束時間、休息期間等の規定を適用しないこととしている。

なお、勤務の都合上、勤務の終了時刻から次の勤務の始業時刻までの間隔が短くなる場合においても、当該運転者の疲労回復を図る観点から、継続4時間以上の睡眠時間を確保するため少なくとも6時間程度は次の勤務に就かせないようにすること。

ロ 時間外労働の目安時間(第3条関係)

時間外労働の目安時間については、一定期間について、勤務の実態を踏まえ、1箇月又は3箇月について協定するとともに、年間の労働時間の短縮を図る観点から一年間にについて協定を求めることし、目安時間について、1箇月50時間、3箇月140時間、1年間450時間としているものである。

その他の点については、指針第3条と同様の考え方によるものである。

(参考) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に 係る適用除外業務について

- ▶ 貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。

1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

2 上記1の業務に従事する期間を含む1箇月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限

上記1の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1箇月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

- (1) 1箇月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとすること。
$$[(\text{上記1の業務に従事した月の日数}) - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div (\text{上記1の業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記1の業務に従事した月の拘束時間})$$
- (2) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとすること。
$$[14 - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div 14 \times 88$$

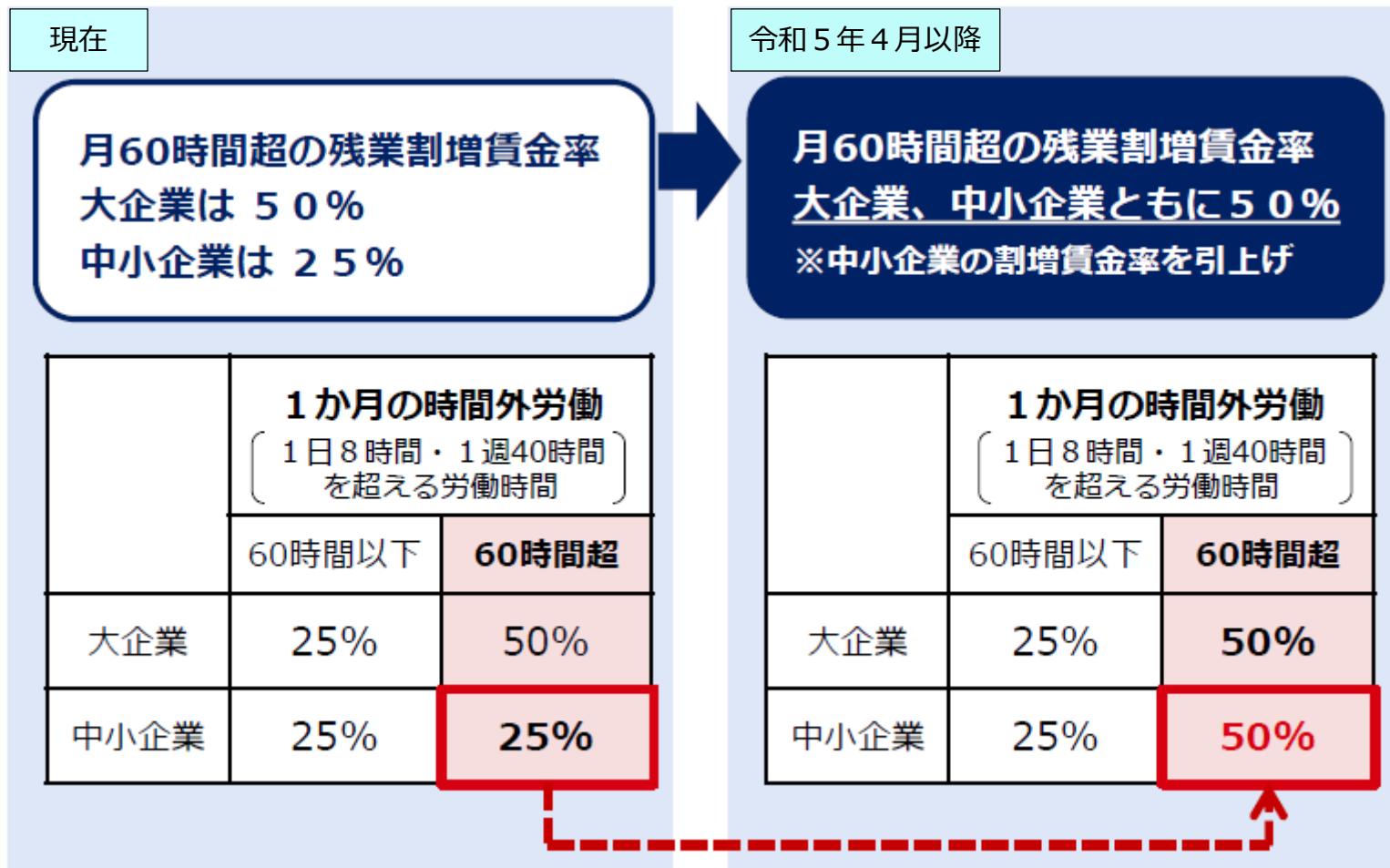
3 届出書又はその写の備え付け等

上記1の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記1の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えることはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続8時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

(参考) 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率について

- △ 1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
(大企業については、平成22年4月から適用) (中小企業については、令和5年4月から適用)

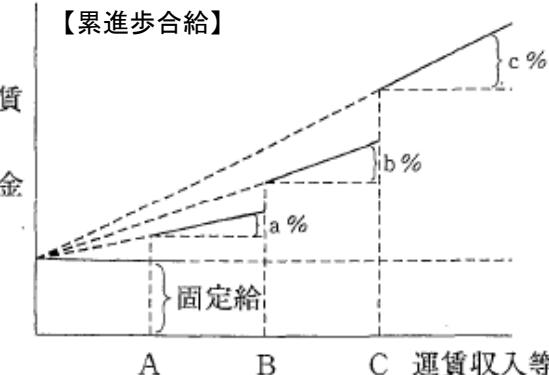


(参考) 累進歩合制度について

平成元年3月1日基発第93号

- 歩合給制度のうち累進歩合制度は廃止するものとすること。
 - ・ 賃金制度は、本来、労使が自主的に決定すべきものであるが、歩合給制度のうち累進歩合制度を特に廃止すべきこととしたこと。
 - ・ 累進歩合制度には、水揚高、運搬量等に応じて歩合給が定められている場合にその歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」、水揚高等の最も高い者又はごく一部の労働者しか達成し得ない高い水揚高等を達成した者のみに支給するいわゆる「トップ賞」、水揚高等を数段階に区分し、その水揚高の区分の額に達するごとに一定額の加算を行ういわゆる「奨励加給」が該当するものであること。

廃止すべき累進歩合制度



平成26年1月24日基発0124第1号

- 累進歩合制度については、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」により廃止すべきこととし、その遵守について指導してきたところである。
- 自動車運転者を使用する事業場に対して監督指導を実施した際には、累進歩合制度が採用されていないか必ず確認を行い、採用されていた場合には、別紙の指導文書を交付することにより指導を行うこと。

別紙

平成 年 月 日

(事業者) あて

所 属
官 名 氏 名

累進歩合制度の廃止について

自動車運転者に係る賃金制度のうち、「累進歩合制度（いわゆる累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。以下同じ。）」については、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、それを採用することは望ましくないものとして、平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」に基づく賃金制度等に関する基準において、廃止すべきこととしています。

貴事業場において、「累進歩合制度」に該当します。
「累進歩合制度」に該当します。

については、労使間で検討の上、賃金制度を見直すなどにより、累進歩合制度を廃止するよう指導します。

なお、累進歩合制度の廃止等改善状況については、月 日までに報告してください。